

令和7年1月15日（水）
午前10時30分
議会棟4階 第1委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

議決事項

議案第1号 職員の分限処分について

議案第2号 寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について

議案第3号 令和7年度における自主登校園制度への協力依頼について

議案第4号 寝屋川市学校給食センター処務規則の制定について

議案第5号 令和7年度全国学力・学習状況調査について

議案第6号 寝屋川市立図書館の臨時休館について

議案第7号 「寝屋川市教育委員会事務局における事務手続に関する検証委員会報告書」への対応における府費負担教職員の処分等について

署名人

高須教育長

中澤委員

12月・1月教育委員会一般事務報告

(12月26日～1月15日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	8	水	1月市議会臨時会	委員会付託、委員長報告	市議会議場
			予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟5階 第2委員会室
	10	金	校長役員会	1月校長会の案件について	総合教育研修センター
	13	月	第71回寝屋川市成人式	式典	市民会館
	14	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	15	水	教育委員懇話会		議会棟5階 第2委員会室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室

1月・2月教育委員会行事計画書

(1月16日～2月28日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
1	16	木	中核市教育長会	総会、研修会	秋田県 秋田市
	20	月	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	21	火	北河内地区教育長協議会	会議	中央図書館
	24	金	大阪府都市教育長協議会	役員会、定例会	大阪市
	27	月	大阪府市町村教育委員会研修会	研修会	大阪市
	31	金	校長役員会	2月校長会の案件について	総合教育研修センター
2	4	火	近畿都市教育長協議会	役員会	大阪市
			校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	5	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟4階 第1委員会室
	7	金	大阪府都市教育長協議会	役員会	大阪市
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	8	土	ねやがわ子どもフォーラム2025	講演会	アルカスホール
	14	金	令和6年度第5回社会教育委員会 議	会議	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	15	土	第48回寝屋川市PTA大会	講演会等	アルカスホール
	17	月	学校訪問		第十中学校
	18	火	市町村教育委員会教育長・学校教育 指導主管部課長会議	会議	大阪市
	19	水	校長役員会	3月校長会の案件について	総合教育研修センター
	25	火	3月市議会定例会（第1日）	市政運営方針、委員会付託	市議会議場
	26	水	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
	27	木	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
			校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター

議案第 1 号

職員の分限処分について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 2 条第 6 号の規定により、別紙のとおり分限処分を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 15 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



地方公務員法第28条第2項第1号の規定により

令和7年2月28日まで休職を命ずる

令和7年1月 日

寝屋川市教育委員会

議案第 2 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する規程について

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 15 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市立学校給食センターを設置することに伴う所要の改正を行うため。

寝屋川市教育委員会規程第 号

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱
規程の一部を改正する規程

(寝屋川市教育委員会事務決裁規程の一部改正)

第1条 寝屋川市教育委員会事務決裁規程（昭和 49 年寝屋川市教育委員会規程
第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「又は課長」の次に「、学校給食センターの所管に属する事
務については所長」を加える。

(寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部改正)

第2条 寝屋川市教育委員会文書取扱規程（昭和 60 年寝屋川市教育委員会規程
第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

施設給食課	教施	を
-------	----	---

「

施設給食課	教施	に改める。
学校給食センター	教給	

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務決裁規程及び寝屋川市教育委員会文書取扱規程の一部 を改正する規程

1 寝屋川市教育委員会事務決裁規程（第1条関係）

改 正 案	現 行
（部長又は教育監が不在のときの代決等） 第7条（略） 2 部長又は教育監及び次長とも不在のときは、その事務を所管し、又は担当する課長（中央図書館の所管に属する事務については館長、総合教育研修センターの所管に属する事務については所長又は課長、<u>学校給食センターの所管に属する事務については所長</u>）が代決し又は代わつて合議することができる。	（部長又は教育監が不在のときの代決等） 第7条（略） 2 部長又は教育監及び次長とも不在のときは、その事務を所管し、又は担当する課長（中央図書館の所管に属する事務については館長、総合教育研修センターの所管に属する事務については所長又は課長_____）が代決し又は代わつて合議することができる。

2 寝屋川市教育委員会文書取扱規程（第2条関係）

改 正 案	現 行																																				
別表（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th><th>文書記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策総務課</td><td>教総</td></tr> <tr> <td>施設給食課</td><td>教施</td></tr> <tr> <td><u>学校給食センター</u></td><td>教給</td></tr> <tr> <td>学務課</td><td>教学</td></tr> <tr> <td>教育指導課</td><td>教指</td></tr> <tr> <td>総合教育研修センター</td><td>教研</td></tr> <tr> <td>社会教育推進課</td><td>教社</td></tr> <tr> <td>中央図書館</td><td>教図</td></tr> </tbody> </table>	課等	文書記号	教育政策総務課	教総	施設給食課	教施	<u>学校給食センター</u>	教給	学務課	教学	教育指導課	教指	総合教育研修センター	教研	社会教育推進課	教社	中央図書館	教図	別表（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>課等</th><th>文書記号</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育政策総務課</td><td>教総</td></tr> <tr> <td>施設給食課</td><td>教施</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>学務課</td><td>教学</td></tr> <tr> <td>教育指導課</td><td>教指</td></tr> <tr> <td>総合教育研修センター</td><td>教研</td></tr> <tr> <td>社会教育推進課</td><td>教社</td></tr> <tr> <td>中央図書館</td><td>教図</td></tr> </tbody> </table>	課等	文書記号	教育政策総務課	教総	施設給食課	教施	_____	_____	学務課	教学	教育指導課	教指	総合教育研修センター	教研	社会教育推進課	教社	中央図書館	教図
課等	文書記号																																				
教育政策総務課	教総																																				
施設給食課	教施																																				
<u>学校給食センター</u>	教給																																				
学務課	教学																																				
教育指導課	教指																																				
総合教育研修センター	教研																																				
社会教育推進課	教社																																				
中央図書館	教図																																				
課等	文書記号																																				
教育政策総務課	教総																																				
施設給食課	教施																																				
_____	_____																																				
学務課	教学																																				
教育指導課	教指																																				
総合教育研修センター	教研																																				
社会教育推進課	教社																																				
中央図書館	教図																																				

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 3 号

令和 7 年度における自主登校園制度への協力依頼について

令和 7 年度における自主登校園制度への協力依頼について承諾するため、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 15 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

台風等の災害や事件、事故の発生時に、働く保護者の負担軽減及び児童の居場所の確保を図るため。

危 監 第 2836 号

令和 7 年 1 月 7 日

教育委員会事務局部長（教育政策総務課・施設給食課担当）様

危機管理部 長

令和 7 年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和 6 年度におきまして、事前の使用教室の確保や市職員による実地確認に御協力・御理解をいただくとともに、令和 6 年 8 月の台風接近時には、暴風警報が発令されなかったことから、自主登校園の実施には至りませんでした。が、本事業の実施に向け様々に御尽力をいただきましてありがとうございました。

令和 7 年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、重本、中野

内線 本 2572 他 12572

危 監 第 2838 号

令和 7 年 1 月 7 日

教育監 様

危 機 管 理 部 長

令和 7 年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和 6 年度におきまして、事前の使用教室の確保や市職員による実地確認に御協力・御理解をいただくとともに、令和 6 年 8 月の台風接近時には、暴風警報が発令されなかったことから、自主登校園の実施には至りませんでした。が、本事業の実施に向け様々に御尽力をいただきましてありがとうございました。

令和 7 年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、重本、中野

内線 本 2572 他 12572

危 監 第 2837 号

令和 7 年 1 月 7 日

教育委員会事務局部長（社会教育推進課・中央図書館担当）様

危機管理部 長

令和 7 年度における自主登校園制度への御協力について（依頼）

標記の件につきまして、令和 6 年度におきまして、事前の使用教室の確保や市職員による実地確認に御協力・御理解をいただくとともに、令和 6 年 8 月の台風接近時には、暴風警報が発令されなかったことから、自主登校園の実施には至りませんでした。が、本事業の実施に向け様々に御尽力をいただきましてありがとうございました。

令和 7 年度につきましても、自主登校園の実施を予定しておりますので、本制度を実施することになった際には、引き続き御協力・御配慮を賜りたく、よろしくお願いいたします。

危機管理部監察課

担当 渋谷、重本、中野

内線 本 2572 他 12572

議案第4号

寝屋川市学校給食センター処務規則の制定について

寝屋川市学校給食センター処務規則を制定するため、教育委員会の議決を求める。

令和7年1月15日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市学校給食センター条例第2条に規定する学校給食センターの処務に関し必要な事項を定めるため。

寝屋川市学校給食センター処務規則

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市学校給食センター条例（令和5年寝屋川市条例第23号。以下「条例」という。）第2条に規定する学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の処務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職)

第2条 学校給食センターに、所長及び栄養士を置く。

2 学校給食センターに、所長代理、係長及び副係長を置くことができる。

3 前2項に定める職のほか、学校給食センターに、必要な職を置く。

(職務)

第3条 所長は、学校給食センターの業務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、人材育成に努める。

2 所長代理は、所長を補佐し、所長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 係長は、上司を補佐し、命を受けて学校給食センターの事務を整理し、及び特定の事務をつかさどる。

4 副係長は、上司を補佐し、及び特定の事務をつかさどる。

5 栄養士は、学校給食の栄養及び衛生管理をつかさどる。

6 前各項に定める職員以外の職員は、上司の命を受け、教育委員会の命ずる職務に従事する。

(専決事項)

第4条 所長が専決できる事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 所属職員の休暇、遅刻、早退、欠勤等に関すること。

(2) 所属職員の時間外勤務及び休日勤務を命ずること。

(3) 所管に属する軽易定例的な証明及び軽易な事務の処理に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 5 号

令和 7 年度全国学力・学習状況調査について

令和 7 年度全国学力・学習状況調査への参加について決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 15 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

市教育委員会が教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図るとともに、各学校が児童生徒の学力や学習状況を把握し、指導や学習状況の改善等に役立てるため。

令和7年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和6年12月23日
文部科学省
令和6年12月27日一部訂正

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和7年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象等

(1) 調査の対象

国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題の使用、代理解答、別室の設定などの配慮を可能とする。

ただし、特別支援学校及び小・中学校等の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、以下の事由がある児童生徒については、原則として、当該事由に係る教科に関する調査の対象としない。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている場合

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている場合

(3) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題の使用などの配慮を可能とする。ただし、例えば、国語、算数・数学及

び理科の時間に日本語指導のための取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語、算数及び理科とし、中学校調査は、国語、数学及び理科とする。国語、算数・数学及び小学校理科は、冊子を用いた筆記方式（以下「PBT」（= Paper Based Testing）という。）で実施する。中学校理科は、生徒が活用するICT端末等を用いた、文部科学省CBTシステム（以下「MEXCBT」という。）によるオンライン方式（以下「CBT」（= Computer Based Testing）という。）で実施する。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等

② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、記述式の問題を一定割合で導入する。

イ 質問調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問調査」という。）を、児童生徒の活用するICT端末等を用いたCBT（生徒質問調査にあつては、MEXCBTによるCBT）で実施する。

(2) 学校質問調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問調査（以下「学校質問調査」という。）をオンラインによる回答方式で実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、算数及び理科それぞれ45分とする。調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。

(イ) 児童質問調査の調査実施日は、令和7年4月18日金曜日から同年4月30日水曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び理科それぞれ50分とする。

国語及び数学の調査実施日は、令和7年4月17日木曜日とする。理科の調査実施日は、令和7年4月14日月曜日から同年4月17日木曜日までの間で、各学校の希望を踏まえて文部科学省が指定する日とする。

(イ) 生徒質問調査の調査実施日は、理科の調査実施日と同一とする。

ウ 集計対象

文部科学省が5. の調査結果を示すに当たっては、教科に関する調査については令和7年4月17日木曜日まで、児童生徒質問調査については同年4月30日水曜日までに実施された調査の結果を全体集計の対象とする。

(2) 後日実施等

ア 教科に関する調査

(ア) 教科に関する調査を調査実施日に実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により教科に関する調査を実施できなかった児童生徒については、教育委員会及び学校等の判断により、令和7年4月18日金曜日以降に調査を実施することができる。なお、同日以降に実施した教科に関する調査の結果は、全体の集計からは除外することとするが、令和7年4月30日水曜日までに実施（以下「後日実施」という。）されたものについては、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(イ) CBTで実施する中学校理科については、後日実施の場合は学校外での実施も可とする。

イ 児童生徒質問調査

児童生徒質問調査については、調査実施日に実施できない場合は学校外での実施も可とする。

(3) 学校質問調査

令和7年4月1日火曜日から同年4月17日木曜日までの間に実施する。

(4) 調査実施に関するスケジュール

別紙2のとおりとする。

(5) 調査問題等の公表

文部科学省は、令和7年4月17日夕刻以降、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する（中学校理科については、非公開とする問題を除く。）。

6. 調査の実施体制等

(1) 調査の参加主体と実施系統（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）

ア 調査は、文部科学省が、イで定める調査の参加主体の協力を得て実施する。

イ 調査の参加主体は学校の設置管理者（都道府県教育委員会、市町村教育委員会、

学校法人、国立大学法人、公立大学法人等）（以下単に「設置管理者」という。）とする。

ウ 設置管理者は、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。その際、設置管理者における調査責任者及び担当者等を指名するとともに、適切に実施体制を整備すること。

エ 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。その際、学校における担当者を指名し、適切に実施体制を整備すること。

オ 都道府県教育委員会は、ウに定めるほか、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。

カ 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。

(2) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和7年3月頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

7. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、公立学校に係る調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当てることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア PBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

① 都道府県教育委員会

② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）

③ 指定都市教育委員会

④ 教育委員会

⑤ 学校

⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ CBTで実施する教科に関する調査の結果

(ア) 各教科に係る問題の全体のIRTスコア等

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科のIRTスコア等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

（ウ）各教科の公開問題の設問ごとの正答率等

（エ）各教科の公開問題の設問ごとの解答類型別生徒数の割合

ウ 児童生徒質問調査及び学校質問調査の結果

（ア）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況

（イ）児童生徒質問調査及び学校質問調査の回答状況と教科に関する調査の正答率、IRTスコア等との相関関係の分析

エ その他調査の目的の達成に資する分析

（２）文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（１）アからウまでで示した結果。ただし、（イ）から（エ）までの区分で公表する内容については、別に定める。

（ア）国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

（イ）都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（ウ）都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（エ）指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

（オ）地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京２３区）、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

イ 教科に関する調査の解答状況及び質問調査の回答状況（一般に公開された場合に、個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化処理（必要に応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）

ウ その他調査の目的の達成に資する分析

（３）調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、以下のとおりとする。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ③ 域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ④ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会ごとに、当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下のような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備した上で、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

(イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの学習指導等の改善に向けて取り組むこと。

(ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。

(エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。

イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。

(ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒ごとに各教科の解答状況及び児童生徒質問調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校ごとに各教科の平均正答数等、児童生徒質問調査の回答割合及び学校質問調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。

(イ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(ウ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。

- ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
- ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

(ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。

- ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、(エ)に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
- ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
- また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。
- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- ⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- ⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、（ア）を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア（エ）を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

8. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 設置管理者においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての設置管理者及び学校等からの問合せ等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

9. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施等

ア 各教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

イ 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密については、その保持を徹底すること。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(2) 個人情報の保護等

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や個人情報の保護に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

（3）教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

（ア）小学校調査

国語、算数及び理科：それぞれ1単位時間相当

（イ）中学校調査

国語、数学及び理科：それぞれ1単位時間相当

イ 児童生徒質問調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

令和7年度全国学力・学習状況調査の時間割のモデル

主な実施予定日

- ・教科に関する調査（中学校理科以外）：令和7年4月17日（木）（調査基準日）
- ・生徒質問調査、中学校理科：令和7年4月14日（月）～17日（木）
- ・後日実施の期間：令和7年4月18日（金）～30日（水）

1. 小学校

○調査基準日（4月17日）

1時限目	休憩	2時限目	休憩	3時限目
国語 (45分)		算数 (45分)		理科 (45分)

○児童質問調査の実施日（4月18日～30日のうち事前に学校ごとに調整された1日）

任意の1時限	
準備 (15分程度)	児童質問調査 (20分程度)

※学校外（自宅等）での実施も可

2. 中学校

A. 4月14日～16日に生徒質問調査・理科を実施する学校

○生徒質問調査・理科の実施日

（4月14日～16日のうち事前に学校ごとに調整された1日の午前又は午後）

●時限目			休憩	●時限目
準備 *1 (15分程度)	生徒質問調査 +CBT練習 (25分程度)	休憩 *2 (10分程度)	準備 (10分程度)	理科 (50分)

*1 準備の時間を使用して、端末の立ち上げ、ログイン、画面の調整などを行うことを想定。

*2 必要に応じて、休憩の時間を使用して、画面の調整などを行うことを想定。

※質問調査プログラムにCBTの操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で同じ時間に調査を実施するのが困難な場合は、例えば、以下のように実施することが考えられる。その場合、クラスごとに休憩時間をずらして設定するなど、先に調査を実施した生徒が後から実施する生徒と接触しないようにするための配慮を、各学校で適切に行うこと。

	1時限目			休憩	2時限目		休憩	3時限目		休憩	4時限目
1組	準備	質問調査等	休憩	準備	理科						
2組						休憩	準備	質問調査等	休憩	準備	理科

○調査基準日（4月17日）

1時限目	休憩	2時限目
国語 (50分)		数学 (50分)

B. 4月17日（調査基準日）に全ての調査を実施する学校

○調査基準日（4月17日）

1時限目	2時限目	3時限目	4時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	生徒質問調査 + CBT 練習	理科 (50分)

又は

1時限目	2時限目	・・・	5時限目	6時限目
国語 (50分)	数学 (50分)	・・・	生徒質問調査 + CBT 練習	理科 (50分)

※質問調査プログラムに CBT の操作練習や、実施方法の説明等を含むため、生徒質問調査は理科の前に実施すること。

※学年全体で上記の時間割で実施することが困難な場合は、極力 A の日程（14 日～16 日）で調査を実施すること。

C. 4月18日以降に実施する学校・生徒（注）

（注）調査の実施日に、調査を実施できないやむを得ない事情等がある学校や、実施時のトラブルや欠席等により調査を実施できなかった生徒については、従来から教育委員会や学校等の判断により、後日に調査を実施することを可能としている。この場合の教科調査の結果は、全体の集計からは除外されるが、採点の上、教育委員会・学校に提供することとしている。

A 又は B の日程で一部又は全ての調査（国語、数学、理科、生徒質問調査）を実施できなかった学校・生徒は、実施できなかったものを 4 月 18 日以降に調査を行うことができる。このうち、CBT で行う理科と生徒質問調査については、自宅、院内学級等の分教室、教育支援センター等の学校外での実施をより柔軟に取り扱うことが可能となる。

（国語、数学）

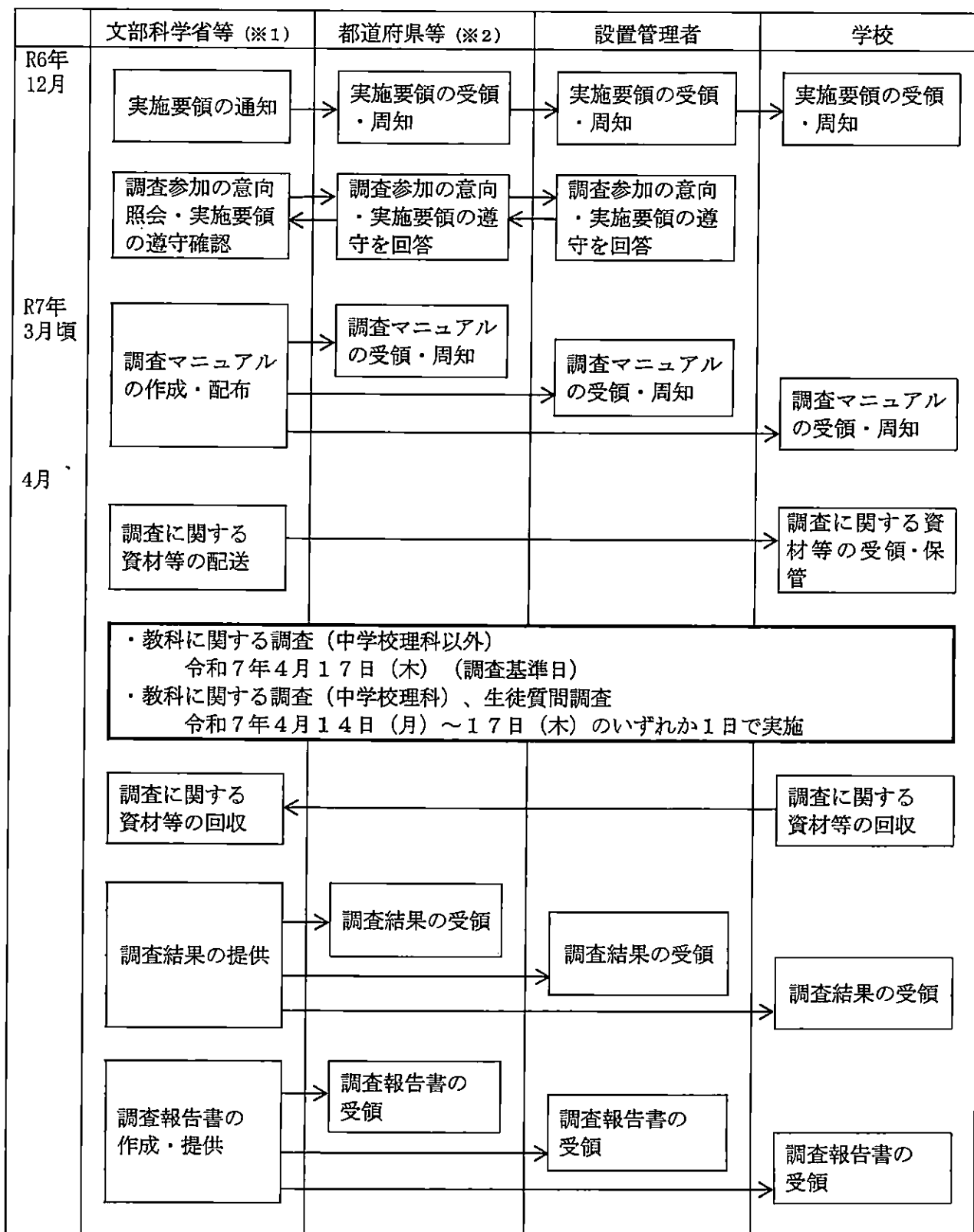
日程	A・B（4月17日）	C（4月18日以降）
問題セット	紙冊子（1種類）	
実施場所	原則として学校で実施	

（理科）

日程	A（4月14～16日）・B（4月17日）	C（4月18日以降）
問題セット	公開問題、非公開問題で構成	公開問題のみで構成
実施場所	原則として学校で実施	学校外（自宅等）での実施も可

※生徒質問調査は理科と同じ日に実施。C 日程の場合は学校外（自宅等）での実施も可

調査の実施に関するスケジュール (予定)

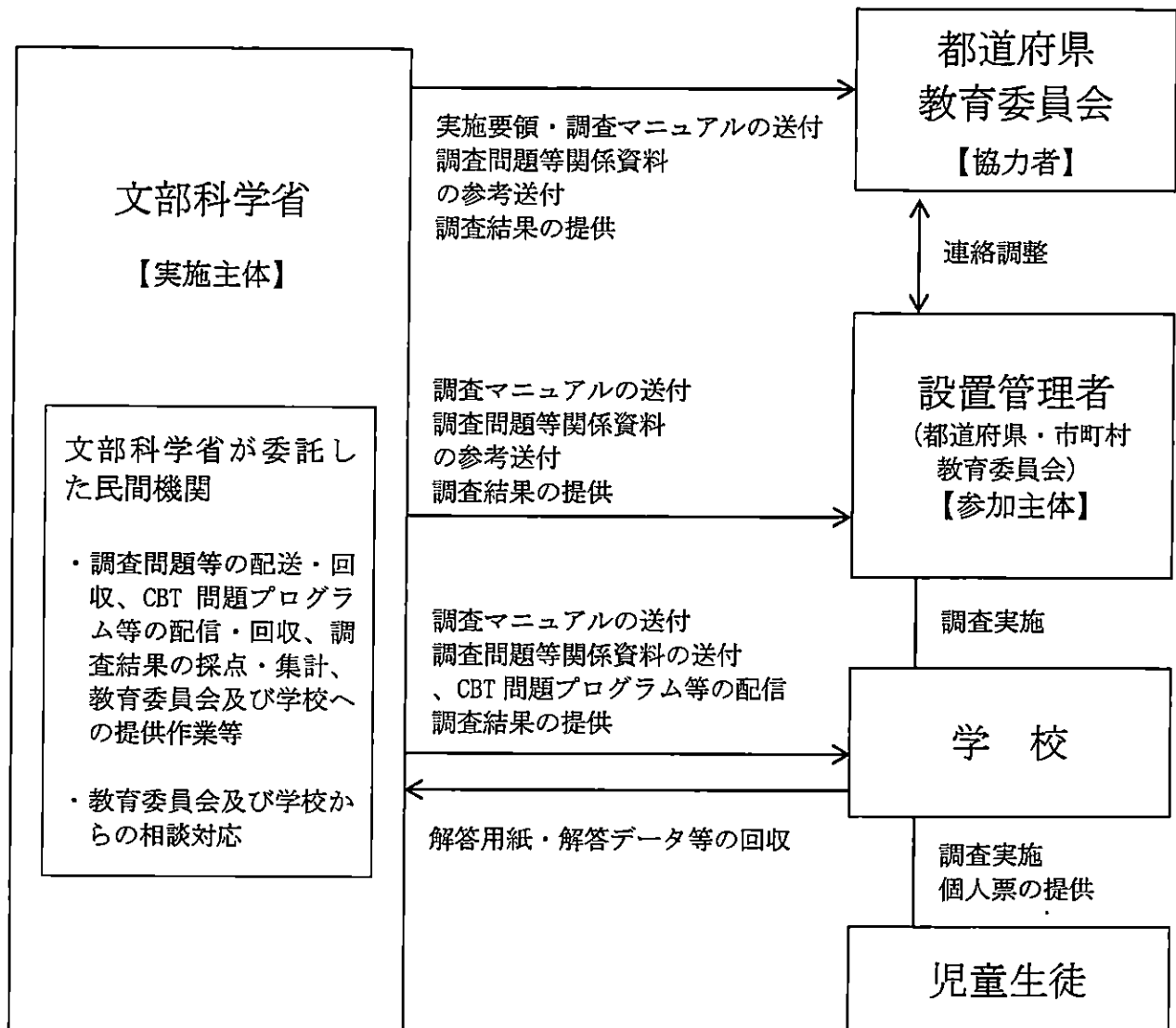


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

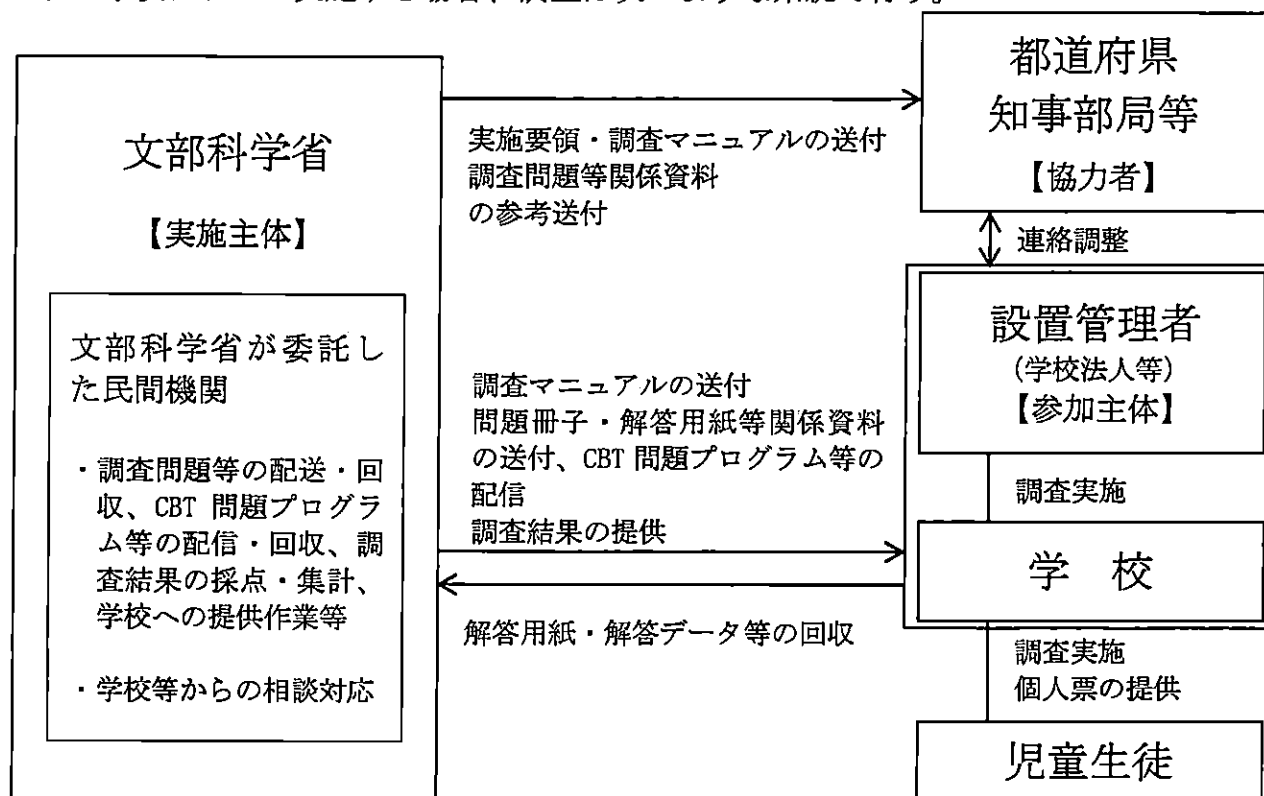
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



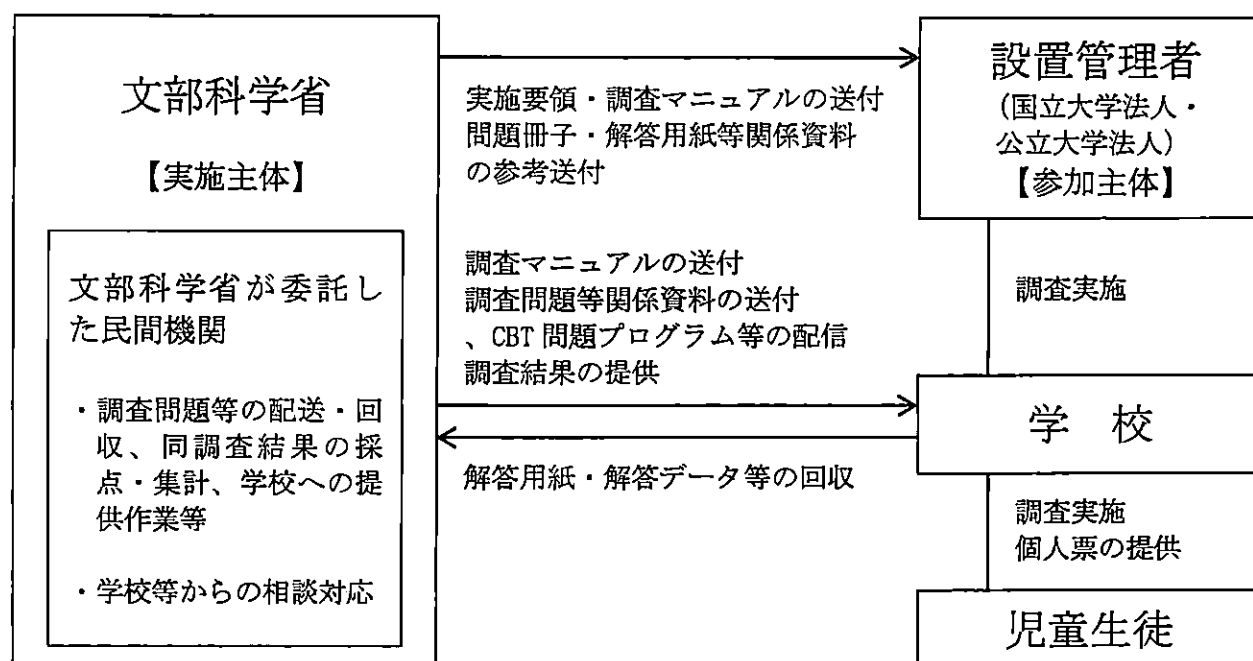
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



議案第 6 号

寝屋川市立図書館の臨時休館について

寝屋川市立図書館規則第 3 条に基づく、臨時休館を別紙のとおりとするため、
教育委員会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 15 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

定期的な蔵書点検を実施するため。

1 特別整理に伴う臨時休館期間

図書館	休館期間
中央図書館	令和7年3月4日（火）～3月7日（金）
東図書館	令和7年2月17日（月）～2月18日（火）

2 臨時休館期間中の業務内容

蔵書点検（館内全ての蔵書の在庫点検・蔵書の現状、配架誤り等の確認。）

議案第7号

「寝屋川市教育委員会事務局における事務手続に関する検証委員会報告書」への対応における府費負担教職員の処分等について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第15号の規定により、別紙のとおり処分等を行うことについて、教育委員会の議決を求める。

令和7年1月15日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫